平成21年2月2日 告示第13号

(目的)

第1条 この告示は、嬉野市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)において実施する条件付一般競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の2の規定により定めた資格を有する不特定多数の者によって入札を行う方法をいう。

(対象工事)

- 第3条 条件付一般競争入札は、設計価格が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める額未満までの建設工事について実施することができるものとする。
 - (1) 土木一式工事及び建築一式工事 2億円以上
 - (2) 前号以外の工事 5,000万円以上

(入札参加資格)

- 第4条 入札に参加できる者は、次の各号のすべての要件を満たし、かつ、第6条 第2項に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。
 - (1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。ただし、 被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得て いる者は、この限りでない。
 - (2) 当該工事に対応する業種について法第3条の規定による建設業の許可を 受けている者であること。
 - (3) 当該工事に対応する業種について営業年数(法第3条に規定により許可を取得した後の年数)が3年以上あること。
 - (4) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀

県規則第21号)の規定により入札参加資格を受けた者であること。

- (5) 嬉野市建設工事等入札参加者の資格等に関する規則(平成18年嬉野市 規則第47号)第2条の要件を備えたものであること。
- (6) 次条第1項の規定による入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の日までの間において、嬉野市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成18年嬉野市告示第8号)による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 申請書の提出期限の日以前6箇月から開札の日までの間、金融機関等に おいて、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の許可が決定されたもので、申請書を再度提出し、第4号の決定を受けている者を除く。
- (9) 当該工事の他の入札参加資格者(特定建設共同企業体にあっては他の構成員を含む。)と、資本、人事面又は技術面において強い関連がある者でないこと。
- 2 市長は、工事の種類又は性質により、次に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。
 - (1) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績があること。
 - (2) 当該工事において適性と認められる技術者を配置できること。
 - (3) その他必要な事項

(入札参加資格審査申請等)

- 第5条 入札参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 入札公告に指定する期間に、入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲 げる添付書類(以下「申請書等」という。)を一部提出するものとする。
 - (1) 同種工事の施工実績表(様式第2号)
 - (2) 配置予定技術者調書(様式第3号)
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあっては、前項に掲げる入札参加資格審査申請書を特定建設企業体入札参加資格審査申請書(嬉野市特定建設工事共同企業体取扱要領(平成21年嬉野市告示第7号。以下「企業体取扱要領」とい

- う。)様式第1号)に代えて提出するものとし、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 共同企業体協定書(企業体取扱要領様式第2号)
- (2) 共同企業体編成表(企業体取扱要領様式第3号)

(入札参加資格の確認)

- 第6条 前条第1項の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、競争 入札参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)に諮り決定するものとする。 なお、委員会は、当分の間、嬉野市入札参加者指名審査委員会規程(平成20年 嬉野市訓令第16号)第3条に規定する第1種(1号)委員会及び第1種(2号) 委員会をもってこれに代える。
- 2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参 加資格確認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加することができないものとする。

(入札公告)

- 第8条 入札公告(以下「公告」という。)は、入札参加資格等を嬉野市ホームページに登載して行わなければならない。
- 2 公告は、委員会に諮り決定するものとする。

(入札説明書等の公表)

- 第9条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、切り抜き設計書及び図面の ほか、入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。 (入札説明書に対する質問及び回答)
- 第10条 申請者は、前条の規定により公表している情報の内容について、嬉野市 が公告により指定する期間に書面又は電子メールにより質問をすることができる。
- 2 質問に対しては、速やかに回答するものとする。

(見積期間)

第11条 入札参加者の見積りに要する期間は、申請書等の提出期限の翌日から起算することとする。ただし、第9条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りでない。

(苦情処理)

- 第12条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続に関し異議がある者は、公告により指定した期日に書面により、市長に理由の説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、文書により速やかに回答 するものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

入札参加資格審査申請書

年 月 日

嬉野市長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名

A

貴市発注の

工事の入札参加申請に伴う下記資

料を別添のとおり提出します。

なお、下記書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。 また、以下の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 本申請書の提出期限日以前の6箇月前から現在までの間、金融機関等において、不渡り 手形等を出した者
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更 生手続開始又は民事再生手続開始申立てがなされている者
- 4 本工事の他の入札参加者資格審査申請者と、資本、人事面又は技術面において強い関連 がある者

○提出資料

- 1 同種工事の施工実績表(様式第2号)
- 2 配置予定技術者調書(様式第3号)
- 3 総合評定値結果通知書の写し
- 注)添付資料については、工事の種類又は性質により必要とされるものを添付する。

同種工事の施工実績表

商号又は名称

工事名		
施工場所	発注機関名	
工 期	契約金額	
工事内容		
工事名		
施工場所	発注機関名	
工 期	契約金額	
工事内容		
工事名		
施工場所	発注機関名	
工期	契約金額	
工事内容		

配置予定技術者調書

商号又は名称

配置予定者の氏名			生年月日					
最終学歴		法令による 資格・免許						
			取得時期	年	月	日		
工事名				発注機関名				
施工場所				契約金額				
工期				従事役職				
工事内容			·					
工事名				発注機関名				
施工場所				契約金額				
工期				従事役職				
工事内容								
工事名				発注機関名				
施工場所				契約金額				
工期				従事役職				
工事内容			·					

第 号

年 月 日

様

嬉野市長

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の案件に係わる入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

1 工事名

2 施工場所 市・郡 町

3 入札日時 年 月 日 時 分

4 入札場所

5 入札参加資格の有無 有・無

6 理由又は条件

7 競争入札の方法 条件付一般競争入札

8 入札保証金嬉野市財務規則第88条の規定による9 契約保証金嬉野市財務規則第107条の規定による10 予定価格円

(上記予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。)

11 最低制限価格 有(最低制限価格は予定価格の8/10の額を設定している。)

12前金払有 (嬉野市財務規則第65条の規定による)13部分払有 (嬉野市財務規則第66条の規定による)

なお、確認結果に不服がある場合は、通知を受けた日から5日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)に書面(自由書式)により説明を求めることができます。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)